

平成23年第9回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年5月9日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 天沼英雄  
同 委員 安藤睦美  
同 委員 外松和子  
同 教育長 園部俊介

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第1号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第2号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書の採択に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

2 報告

(1) 教育長報告

「小中一貫・連携教育推進検討会」の設置について  
東日本大震災に伴う被災児童生徒の受入状況および支援等について  
東日本大震災に伴う区立小中学校への被害状況について  
東日本大震災に伴う区立小中学校における給食の実施状況結果について  
区立小中学校の耐震改修状況について  
学校緑化整備の進捗状況について  
第18回児童・生徒基礎調査結果について  
その他  
その他

開 会 午前 10時00分  
閉 会 午前 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室 地 隆 彦
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	白 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 5名

委員長

ただいまから平成23年第9回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が5名おいでになっている。

では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、陳情5件、教育長報告8件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕

委員長

初めに、陳情案件である。

平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。  
この陳情については、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成19年陳情第4号については「継続」とする。

- (2) 平成23年陳情第1号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について  
〔継続審議〕

委員長

続いての陳情案件である。

平成23年陳情第1号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について。この陳情については、前回まで十分審議を重ねてきたので、本日、結論を出したいと考えている。ついては、項目の1について、採択もしくは不採択など、理由を含めてご意見を伺いたいと思う。

これでよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、皆様のご意見を伺いたいと思う。

天沼委員

陳情者の陳情事項の中に、「指導要領に示された目標等を最もよく踏まえている教科書を選定して下さるようお願い致します。」とあるが、検定教科書というのは、そもそも文科省の検定を経て学習指導要領に基づき編成されたものである。教科書自体はその内容に沿って編成されている。内容自体、その目的、目標、学習指導要領に示された目的、内容に沿ったものである。その点で、陳情者がその点を危惧されていることは当たらないと思う。ただ、教科書を使用する学校、教育委員会からすると、さらにこれをどのように使用していくか、子供たち発達段階にふさわしい教科書はどれかということを選択するということがある。その点からして、教科書の教科書協議会であるとか、調査委員会の調査報告書に基づきながら、その評価に基づきながら採択をしていくということが私たちに課された使命だろうと考える。

したがって、この陳情自体、不採択がよろしいかなと考える。

委員長

不採択ということか。

天沼委員

はい。

続けて、もう一言、つけ加えさせていただくと、その教科書協議会、教科書調査委員会で示された教科書調査報告に基づいて、それを参考としながら、調査報告の資料としながら、私どもが採択権者として採択を行うので、それに指示されて採択をするということではない。報告書自体はより参考となる調査報告として示されるものである。そういう意味で、ここにある趣旨とは少し異なるものだと思うので、陳情第1項については、私は不採択でよろしいかと思う。

委員長

ほかの方のご意見をどうぞ。

安藤委員

前回の委員会でもお話ししたが、この指導要領に示された目標等を最も踏まえている教科書というのは、採択の観点の1つであるということであるので、これだけに固執せず、その他の観点についても注意深く検討したいと思っている。と同時に、前回も教科書調査委員会にお願いするように話したが、同じように指導要領を最もよく踏まえているものにとどまらず、ほかのものや内容等も、内容構成、配列、分量、表記等もあわせて調査・研究、そして採択の基準としたいと思うので、私も少し違うのかなというところで、不採択としたいと思う。

委員長

ほかの方はいかがか。

教育長

この陳情第1項のところ、陳情者が教科書協議会、調査・研究の3組織、教科書調査・研究3組織答申内容ということを書いているが、東京都の通知、参考だが、これは下部組織で教科書の絞り込みをしないように求めているわけなので、教科書協議会・調査会・委員会で絞り込みをするような評価の仕方はできない。これは練馬区だけではなくて、そういう仕組みになっているということをぜひ理解してもらいたいと思う。

それから、東京都の研究資料であるが、ここに東京都の通知、教科書採択事務のほかにも、この方がおっしゃっている東京都の研究資料についても、これもあくまでも参考にすることであるので、練馬区も含めて基礎的自治体の教科書採択権というのは東京都教育委員会の下請ではないので、それについてぜひ理解してもらいたいと思う。私も、陳情1項については不採択と言わざるを得ないと思う。

外松委員

私は、文科省から検定基準をどのように教科書会社等にきちんと通達しているかということをもっと改めて確認させていただきたいと思う。教育基本法、学校教育法、学習指導要領に示す目標を達成するための教科書をつくるよう指導されている。教科書というのは、知・徳・体の調和がとれて、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、そして、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として、国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するための主たる教材である。それが検定基準上の明記されていることである。

であるので、この陳情の方が心配しておられる学習指導要領の目標にかなった教科書を採択してほしいということは、私が採択にあたって、その辺をしっかりとよく調査し、そして、本区の調査報告書等であるが、どうしても、次の2番とか、3番に関連してしまうが、そこも多岐にわたってきているので、採択に当たっては、さまざまな資料に目を通し、そして、何よりも実際の教科書をよく吟味し、学習指導要領にうたわれている目標を踏まえた、そういう教科書を選んでいきたいと考えているので、この陳情者

がおっしゃっているような心配は無用であると思うので、これは不採択といたしたいと考えている。

委員長

皆さんからご意見をいただいた。私も、皆さんがおっしゃるような理由も含めて、ここに、陳情事項の1に書かれていること自体は当然であるかなと受けとめているが、その陳情の理由に書かれている一つ一つの事柄について吟味してみると、ちょっと妥当ではない言葉が随分書かれているという思いをたくさんしているので、私も不採択かなと考えている。特に教科書の独自性というのは、その取り扱い方について具体的に特徴を挙げていくのが下部組織の研究であると思うので、それが本質的な研究になっていないというご指摘は特に違うのではないかなという思いを強くしている。そのようなことで、私も不採択と考えている。

ほかに追加するご意見等あるだろうか。特にないか。

委員一同

ない。

委員長

それでは、ここでまとめたいと思う。検定教科書というものは、そもそも学習指導要領の目標や内容等を踏まえて編集されていることや、陳情項目の1に書かれていることは、あくまでも1つの選定のための観点であるということ、それから、東京都の通知等は参考にはするが、練馬区教育委員会が独自の権限で採択はしていくということ、それから、下部組織の研究で絞り込みにつながるような評価をすることはできないではないかというようなことを理由として、陳情事項1については不採択とさせていただきたいと思う。

それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

については、項目1については「不採択」とする。

次に、項目2である。この項目は、3とほぼ同様の内容と思われるので、項目の2と3については、まとめてご意見を伺いたいと思う。採択、不採択、理由も含めておっしゃっていただけたらと思う。よろしく願います。

教育長

基本的なところだが、検定を受けた教科書そのものについて、これはだめだ、あれはだめだということについて、教科書は、日本の場合には文部科学省が検定する制度を設けているので、もちろん内容についての特色、特徴等はあると思うが、検定そのものに

ついて優劣をつけたりということとはできないと私は思う。であるから、陳情者はそのところをしっかりと見るということなのだが、同じスタートラインについているということとは動かせない事実だと私は思う。

したがって、今回の「競争試験的選抜」等々、言葉をお使いなのだが、それは当たらないのではないかと思う。

それから、また、繰り返しになるが、教科書協議会あるいは調査会は、特徴を挙げるものが求められているので、絞り込みのような教科書の順位づけするものではないということ、これについてはぜひご理解をいただきたいと思う。

また、今回の教科書採択で諮問文に、学習指導要領についても言及して、要綱、細目についても学習指導要領の文言を入れて一部改正を行っている。であるから、陳情に基づくような改訂は、必要はないと理解するので、陳情事項2、3についても不採択というように思う。

#### 天沼委員

細かく「練馬区立学校教科用図書採択要綱事務施行細目」というものを見ると、この中の第5条の(3)に、学習指導要領等について、採択基準、また、学習指導要領と教科用図書の採択にかかわる関係法令という文言が含まれているので、学習指導要領の趣旨にのっとらない調査報告書は作成されるはずがないと思う。

また、各校研究会についても評価基準があり、その評価基準に基づいて十分な調査報告書を作成していただくことによって、陳情者が危惧されるようなことはなくなるのではないかと思う。その中で、特に内容についての先ほども出てきたが、評価がないのではないかということだが、内容を評価して判断するということになる、かなりそこから絞り込みということも当然かけられる。優劣がつけられた状態で採択者のところに出てくるといふような可能性も考えられる。

私たちは十分な調査報告をしていただいた上で、それを参考資料としながら、自分の意思で採択していきたいと思うので、こちらで危惧される競争試験的選抜であるとか、資格試験に合格したものであるというような意味合いのものでは、採択ということはそういう意味合いのものではないのではないかと考えるので、こちらについても、私は不採択でよろしいのではないかと思う。

#### 委員長

ほかのご意見をどうぞ。

#### 安藤委員

「練馬区立学校教科用図書採択要綱事務施行細目」については、既に一部改訂が認められている経過等もあるし、内容のほうも、教育長がおっしゃったように、競争して優劣をつけるということは、教科書採択の趣旨に合っていないような気がする、私もこれは不採択でいいかと思う。

先ほどのものとあわせてなのだが、この陳情の全体的な教科書の採択についてということなのだが、これはすぐに社会教科書（歴史分野）というものに限ってあることが

ら見ても、要旨に賛成できないので、不採択としたいと思う。

#### 外松委員

私のほうは、平成20年の12月末に、「教科書の改善について」という教科書検定調査審議会のほうが発表している。そこでまた、教科書を検定する際であるが、教育基本法、学校教育法に明示されている教育の理念、目標を達成して、学習指導要領に示されている教育課程の編成の方針、そして、各教科の目標、内容を適切に反映した教科書の作成をとある。各教科書会社は、その文科省の指導を踏まえて教科書を作成していくわけである。また、本区の教科書協議会は、調査委員会に教科用図書調査については、調査依頼を行う際に、必ずこちらの細目にも明記されているように、学習指導要領に示された目標に照らして調査するように指導するというのは、もうそれは当然のことである。そして、前回は指導課長から他区との比較等についてお話をいただいたが、本区の調査報告書は、調査項目も多岐にわたっており、非常に参考資料としてはすぐれていると報告もあった。

以上のようなことから、2番、3番で心配されているようなことはないので、不採択でよろしいかと思う。

#### 委員長

私も、要綱や細目、それから諮問文等に学習指導要領を踏まえること、文言がかなりきちんと挿入されていると思うので、それについて踏まえるということは当然になると思うし、あえて、また訂正する必要はないのではないかと思うので、私も不採択かと考えている。

それでは、皆様の意見をまとめさせていただいてよろしいか。

#### 教育長

ひとつだけ。3番に、これは前回も言ったが、権限と責任と勇気によってと書いてある。であるから、何だか、教育委員会が勇気がなくて、採択すべき教科書を採択できないと、どうもとらえているように見えるのであるが、勇気は関係ない。責任と権限で、練馬区の子供たちにとって、これから日本人として生きていくため、主たる教材である教科書、どれがふさわしいかということであるから、陳情者の考えている教科書がいいのか、あるいはそうでない教科書がいいのか。実際に教科書はまだ来ていないから、見てやる内容であって、勇気というのは、何らかのものに対して教育委員会がくじけてやっているのではないかというようなことをとれるので、こういうことはふさわしい言葉ではないと思う。つけ加える。

#### 天沼委員

この陳情者は、目標等に照らし、その内容がふさわしいものかどうかということに危惧されているように、私は陳情内容を読んだ。そもそも教科書は、そういう目標を反映して、目標に基づきながら、内容が編成されて検定され、私たちの手元に届くものなので、そういった危惧は今後、採択委員会のところでは当てはまらないのではないかと思

う。むしろその示された教科書が、私たちが子供たちが使うときにそれがよりよいものか、あるいは正しく、正確に使えるものかという評価基準に示されたポイントが満たされているかということのほうが採択委員会では調査各校の研究委員会からの調査報告を参考のもとにして採択をしていきたいと思うので、内容そのものを具体的な記述のよしあしの判断というのは、ここではできないのではないかと思う。もしそれが、よしあしがあるのであれば、それは検定意見、修正意見がついて、そちらのほうで修正されて検定合格となって出てくるはずのものだと思うので、以上、同じことになるが、そういう意味から、こちらで陳情者が出されている趣旨というか、説明が少し当てはまらないのではないかと思うので、そういう意味から不採択がよろしいかと思う。

委員長

ここでまとめたいと思う。学習指導要領に即して教科書は検定を受けているものであるということや、要綱や細目、それから諮問文等において、学習指導要領の文言は既に挿入されているということで、危惧する必要はないのではないかとということと、それから、総合的バランスなどを含めてよりよい教科書を採択するので、競争試験的なものとか、勇気を持って行うものであるとかというものではないのではないか。また、順位づけをするものでもないであろうというような陳情理由のところにかかれていた事柄について、やや受け入れがたい、妥当ではないのではないかとということが書かれているので、このことについても改めて改訂する必要はないということで、不採択ということにしたと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、以上の理由から、陳情項目の2と3については「不採択」とする。

なお、昨年の8月に行われた教科書採択は、私どもは学習指導要領をきちんと、しっかりと読み込んできて、それを踏まえるということはどの研究の組織も大前提で行っているということはつけ加えさせていただきたいと思う。

- (3) 平成23年陳情第2号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書の採択に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

続いての陳情案件である。

平成23年陳情第2号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書の採択に関する陳情書。この陳情については、前回まで十分に審議を重ねてきたので、本日、結論を出したいと考えている。ついては、項目の1について、採択、もしくは不採択など、理由も含めてご意見を伺いたいと思う。

## 天沼委員

これは私の発言の我が国の領土について行った発言を出して陳情されているので、まず、最初に口火を切らせていただきたいと思う。改めて小学校の学習指導要領を見直してみたところ、領土に関する問題は、社会科の5年生の目標の中で、「我が国の国土の自然などの様子について」というところの中のアで、世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土ということで、社会科改訂の趣旨に見ると、世界の中で我が国の位置と領土をとらえることができるようにするということが学習指導要領に示された取り扱い内容だったと思う。それに基づきながら、昨年度、小学校の学習指導要領の改訂の際に、主に教科書に記載のあった北方領土について調査をして、このような意見を述べた次第である。

ただ、その後、いろいろ事故等があり、国会のほうで高等学校の学習指導要領に関して、高木国務大臣のほうから、尖閣諸島については我が国特有の領土だと、これを明記したいと思っているというようなご発言が見られたり、今回の中学校の学習指導要領の改訂に当たっては、あいまいな記載については修正意見を求められるということになった。そういったいきさつもあって、この時点では若干あいまいなところもあったが、その後の情勢の変化があったことから、今回、中学校の教科書の採択に当たっては十分この点に注意しながら、領土に関しての記載がきちんとされているかどうかというようなこともよく研究・調査しながら採択してまいりたいと思う。

また、小学校については、一度、採択が決まったので、今後、必要に応じて教科書が改訂をされるのかということは、私はわからないが、先生方の指導上、補助教材等をご利用であるならば、練馬区教育委員会として作成して、ご利用していただくようにできればよろしいかなと思う。

それは今後のことであるのでわからないが、中学校の教科書採択に当たっては、きちんと明記されているものを採用するということがふさわしい、望ましいことだと考えている。

以上である。

## 安藤委員

領土問題だが、まず1の領土問題への記述の適正な教科書の採択への配慮ということだが、陳情者の方は、中学校の教科書選定に当たっては、記述への具体的反映は次回以降とならざるを得ないようだがとおっしゃっているが、3月31日付の報道では、すべての教科書会社で取り上げているという報道を拝見した。一部違うかなということもあったので、それは、実際に教科書がまだ手元にきていないので、教科書が来た時点で確認したいと思っている。また、高木文科相の発言に最も対応した教科書の選定をということであるが、先ほど陳情1と少し重なってしまうのだが、それだけにとらわれずに、ほかにもたくさん教科書というのは大事な内容を含めていると思うので、何らか検討課題を踏まえてバランスを考えた採択、領土問題へ特に異論を唱えるつもりは全くないが、バランスを考えて採択をしていきたいと思っているので、このことに関しては不採択としていいと思う。

## 教育長

1項は、まさに今おっしゃったように、一番下のところだが、最も対応した教科書、まさに歴史の教科書は領土だけではない。これを採択してしまうと、領土という特定の内容のみで採択するのに偏るおそれがあるから、そういった点でも、私は、これは不採択にすべきだというように思う。

領土問題を軽く取り扱っているわけではない。領土問題は、例の尖閣諸島の問題で、外国の船が侵犯したというようなことから、当時のある国務大臣が日本には領土問題がないというようなことを言ったことがスタートでこういうことになってきたわけであるが、歴代の日本政府についても、特に竹島、尖閣諸島については領土としてどういう対応をするかについて、なかなかわかりにくい、一般国民である。特に小学校、中学生についてはわかりづらい、船長を返してしまったとか、ああいう問題についても、であるから、あくまでも領土の問題は重要であるが、発達段階に応じて適切に取り扱っていくべきだと、中学生は中学生、高校生は高校生、大学生は大学生、学者は学者ということやっていく。ただ、大もとのところは、日本の領土についての理解は中学生のときに持たないと。我々の年代では領土についてほとんど学んできた記憶はないから、そういうことではいけないのであって、領土について、しっかりと学ぶ、みずからも勉強することは必要だ。そういうことから、1項については不採択。

## 外松委員

少し長くなってしまうのであるが、ここで中学校の学習指導要領の社会科のところに記されていることを確認させていただきたいと思う。地理的分野の学習の中で、内容の取り扱いというのがある。その中で「日本の地域構成」という項目の中に「領域の特色と変化」についてというところがあり、「領域」とは、領土、領海、領空から成り立っており、それらが一体的な関係であることをとらえさせることを意味しているとある。そして、さらに、我が国は四面環海の国土であるため直接隣国と陸地を接していないことに着目させ、国境を持つ意味について考えさせたり、我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切であると記されている。

さらに、続いて、その際、内容の取り扱いで、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすることとあることから、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島については、その位置と範囲を確認させるとともに、北方領土は我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不法占拠されているため、その返還を求めていることなどについて、的確に扱う必要がある。また、我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である等々、非常に明確に新しい学習指導要領のほうに記されている。教科書の採択というのは、学習指導要領の目標、内容をよく踏まえたものでなければならない。

したがって、陳情者が述べられているようなご心配は杞憂であるかなと考えている。

## 教育長

今、お話があったように、地理的分野と重なってくる部分がある。であるから、この辺を中学生がどのように理解をしていくかということ、それが大切だと思っている。

委員長

私も皆様がおっしゃったような理由で、ここは不採択でよいのではないかと考えている。皆様のご意見をまとめさせていただくと、陳情理由のところに書かれてある内容について、その後、情勢の変化があり、当時の発言として指摘されるような内容には当たらないのではないかとということで、中学校の採択に当たっては学習指導要領に基づいて考慮していくということ。

それから、領土問題は重要であるが、発達段階に応じて適切に取り扱うべきである。学習指導要領に基づくのは当然であり、領土問題の重要性は認識しているが、教科書の採択は総合的な視点から、観点から採択するものであって、この陳情項目を採択すれば、むしろ領土という特定の内容のみで採択したような誤解を受けるおそれがあるために、このことについてあえて取り上げる必要はないのではないかとというような、以上の理由から不採択としたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情項目1については「不採択」とする。

次に、項目2についてであるが、また、先ほどと同じように、採択、不採択と、あわせて理由も含めてご意見を伺いたいと思う。

教育長

これは前の陳情もそうなのだが、教科書検定組織の査定作業という言葉をお使いなのだが、各社記述の本質的な比較評価は全くされていないということは、比較をしてはいけない、絞り込みはいけないということであるので、逆に、このようなことをされてしまうと特定の教科書を採択をするようにというような意思を研究組織が持つことになっているから、これは相入れないものになる。

内容についてのそれぞれの観点ごとの特色を出すということであるので、そういうこととは言える。

それから、2のほうの「転写しているに過ぎない」という文言であるが、これについても実際に教科書協議会、調査会の流れを事務局に聞いたが、こういうことはないということであるので、これについても事実と異なる。であるから、2については、これについても不採択。

委員長

ほかの方のご意見を願います。

安藤委員

全く同じである。

天沼委員

同じである。ただ、比較評価は全く記述がないということであるが、調査報告として出されるものについては、それぞれの特徴、観点など、特徴などがよく調査されて報告されているものである。それに基づきながら、私たちは実は比較評価をやっていて、これがいい、あれがいいという採択権者としていいものを選んでいくわけである。いいものを、これがいいんだという特徴を挙げながら、私たちは、一人一人が推薦しているということになるので、この調査・研究組織によつての比較評価というのは、むしろ必要がない。より丁寧な調査報告書をしていただいたほうが、私たちにより参考になる資料をおつくりいただいたほうが採択権者としては求めたいところだということであるので、2番は、陳情は当たらないと思う。

それから、次の転写もそういう意味では結局、各研究会も、そもそも先生方がメンバーとなって、それぞれお使いになる立場から調査・研究されているので、結果として同じになるものが出てくるということもあり得ることで、一部分だけ似ているからといって取り出して、全く同じではないか、転写ではないかというのは当たらない。ほかの部分を見ると違うところもあるし、いろいろなことを書いている方、あるいはほとんど書いていない方とかいろいろあるので、そういう意味では、「転写しているのに過ぎない」というのは少し言い過ぎかなと思う。全体を見るとそうではないと思った。

ということで、2番、これは不採択でよろしいのではないかと思う。

教育長

それから、今回の諮問文の中で「学習指導要領を勘案した答申をするように」という文言を示しているので、危惧するに当たらないと思う。

委員長

私も皆様と同じ意見で、不採択かなと思う。理由をまとめてみると、今回の諮問文の中で学習指導要領を勘案した答申をするように示していること。それから、下部組織の調査・研究は絞り込みをしたらいけないということ。転写とあるが、結果として同じような内容になっただけで、決して転写ではないということ。それから、各下部組織の評価については、具体的な特徴を挙げていただくことがより参考になるということで、この評価も具体的ではないというようなことが適切ではないのではないかというご意見があったと思うので、以上の理由から、陳情項目2については、不採択ということではよろしいだろうか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、「不採択」とする。

次に、項目3である。各委員のご意見をよろしく願います。

教育長

3項、これは(1)(2)あるが、今回の要綱改正で、第6条第2項の部分に学習指導要領ということを入れた。また、細目のほうにも、教科書協議会の資料等を作成するに当たって、また、第5条のところに学習指導要領と教科用図書の採択に係る関係法令としている。また、10条も、先ほど話があったように、諮問文にあわせて「基礎的、基本的な知識および技能を習得でき」、であるとか、「思考力、判断力」を新たに入れて

いる。  
それから、(1)の特に最後のところの採択要綱に、教科書を採択する旨のということ

を、これは絞り込みの、あるいは協議会、あるいは調査委員会の組織のあり方にもかかわってくるので、前と同じように、これについても問題があると思う。また、(2)についても既に入れているので、特に必要ないということである。

委員長

ほかの方、いかがか。

天沼委員

同意見である。

安藤委員

同じである。

教育長

ただ、いずれにしても、この陳情もそうであるが、教育委員会として、もちろん調査委員会、それから教科書協議会もそうだが、学習指導要領に基づいてしっかりそれを受けとめて、それぞれの権限に基づいた答申、あるいは採択することは当然のことであるから、それについては申し添えていただければと。

委員長

それでは、陳情項目3については、先ほどのご意見により、不採択ということにしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情項目の3については「不採択」とする。

(4) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。

平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書。この陳情については、本日、結論を出したいと考えている。前回までの審議で、各委員とも、この陳情趣旨については賛同されていたように思うが、いかがだろうか。よろしいか。

教育長

趣旨には賛同だが、具体的に放射能の問題だとか、さまざまな点については、実施するのが難しい材料等もあるので、これらについては、我々も検討する課題として残すと思う。ただ、大震災に関する陳情書の中で、3月11日の各学校でのあり方、今後については、当然我々自身もその後、調査をしたりしている。また、小学校PTA連合協議会からも、これらについてさまざまな問い合わせが来ている。であるから、いろいろ調査をしたりすることは必要だということで、今、委員長おっしゃった趣旨を採択でいいのではないかと思う。

委員長

今、少し内容的なことにも触れていただいたが、趣旨は採択、賛同しているということではよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

ただし、内容的には今後、検討していく課題があるということで、その辺のところについては、見直しに必要な調査等は既に終わっているということであるが、今後の検討も含めて、教育指導課長のほうは今どのようなになっているか、少し教えていただけたらと思う。

教育指導課長

地震後の調査ということであるが、まず、3月中には校長会を通じて、今回の地震についての幾つかの課題については調査をかけたところだが、改めて4月になって、今後、大きな余震、また大きな地震があるということも考えられるので、改めて全小中学校、幼稚園に調査をかけて、地震の日、3月11日の日の対応、あるいはそのときに学校が感じている課題、それから、今後に向けて、今後また大きな地震が来たときについて考えなければいけないこと。こういったようなことについて各学校に調査をかけて、今、その調査をもとに校長会と検討会をしているといった状況である。

教育長

その後、被災地の小学校でどのような対応を学校がしたかというのがだんだん明らかになってきている。さまざま、学校によっては、子供を親が来た人には渡してしまった。引き取り、来ない子だけは上に、要するに学校の屋上に連れて行って助かった。そういった痛々しい事例を教訓としてどうしたらいいのだと。たまたま今回の大震災も、あれで終わっていたからいいようなもので、もし余震がさらに大きなのがあって、まちの中を歩けなくなったときに、対応はどうだったろうか。いろいろなことを想定しながら、今回の津波、地震、原発も含めてであるが、それによって、どうしたらいいのかということが、いろいろな事例が出てきている。それが参考になると思うので、それらも見ながらやっていきたい、現場を見ながら。

委員長

4月に改めて調査をしたところ、課題も見えたり、実態も明らかになったので、今後に向けての対応が必要であるということを今、検討中であるということで、1については陳情項目と同じ内容になっていると思うので、よろしいだろうか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、項目の2についても既に行われていると、前回にもお話があったかと思うが、指導課長から、その辺のところをまたご説明いただけるか。

教育指導課長

2番のほうの放射性物質の関係であるが、こちらのほうについては、3月に教育委員会というよりも、練馬区として、あるいは環境課、あるいは健康部、こういったところを中心にして行っている会議に教育委員会も一緒に参加をして対応してきたということである。

3月の中旬に環境管理推進本部幹事会ということを開いていて、そこで東京都のデータをもとにしながら、そのデータをもとに練馬区として、今、ふだん、通常の日常生活をしていて問題ないということについて、各学校にも通知をし、そして、練馬区のホームページでもそういったことを出しているところである。これについても、先ほどの地震の件とあわせて、今後に向けての1つの検討材料として、今も継続しているところである。

委員長

放射能だけではなくて、防災計画についても検討していると、見直しをしているということか。

教育指導課長

今回の地震を受けて、各校、防災計画あるが、改めて各校の防災計画をもう一度、見直すと同時に、区として、教育委員会として、こういう大きな地震のときの一定の考え方というものを改めて整理をして、確認をしていくということが必要なので、この防災計画も含めて、今後、明確にしていきたいと思っている。

委員長

陳情の中には、区としてということがかなり述べられているかなと思うので、今、指導課長からのお話で、区としてのものを考えていくということがあったので、よろしいだろうか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、ほかにご意見はないか。

天沼委員

今の防災計画であるが、今回の大地震を教訓として、さらにどのような地震を想定して防災計画を立てていくかというところで、どの程度のものを予想というか、想定しながら、訓練だとか、防災計画を立てるのかということで、大分違ってくるのかなと思う。

教育長

東京都もそうだが、練馬区の間東大震災、マグニチュード7.3がもとになる。であるから、それを見直すかどうかについては、これは東京都も含めて、練馬もそうである。

それから、防災計画に放射能がないから、練馬、東京都には原子力発電所はないが、放射能について、どのようなものが防災計画に載るのか、載らないのかも含めて、それは区全体の考えだと思うので、これは教育委員会だけで決める内容ではない。であるから、これらについては陳情が出たからすぐできるという意味ではない。

天沼委員

わかった。

委員長

検討はしているというものである。この取り扱っているところのまとめ役は環境課ということになるのか。

庶務課長

防災関係全体で言えば、危機管理室の防災課が所管になる。今回はそれに放射能ということで、少し今まで想定していた防災計画とは別の要因が入ってきている。放射能に関していうと、健康という観点からすると保健所が所管になる。ただ、その原因となる

放射線量等の測定については、環境課のほうが所管をしていて、そういう意味で全庁的な連絡会という形をとって、災害対策本部のもとでその連絡会で調整を図っていく。こういう形になる。

教育委員会も当然、その中の一員として入っていて、学校等の対応について、その連絡会の中で協議しながら決めていって、最終的には災害対策本部の中で確認をしていく。こういう対応になっている。

委員長

私も練馬のホームページを開いて、どこを開いたらいいのかということで非常に迷って、環境課のところとかでは、練馬のハウレンソウは安全であるみたいなのが出ていたりとかあったが、今、その辺のところは、今の話があったので、また見てみたいと思う。それでは、ほかにご意見ないか。よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

以上のお話をまとめると、採択をして、これから実行するというような内容ではなく、既に行われ、今、進行中という内容であるかと思うので、陳情要旨に賛成するというような扱い方でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、項目の1、2ともに趣旨採択としたいと思う。それでよろしいか。

教育長

次の4号、これはどちらかという、放射能対策一本なのだが、これとの絡みが、関係が出てくるね。

委員長

はい。

教育長

であるから、この3号について、1項については、まさにこれは必要なことだから、やる。であるから、陳情者に返し方が難しいので、今日のところは、1、2について分けてやるべきかどうかについては保留を。継続していただきたいと思う。

委員長

では、先ほどの趣旨採択という言葉も出したが、ほぼそこはよろしいが、その結論を出す前に、次の陳情とも関連することがあるので、今回も継続ということだという意見が出たが。

教育長

それをお願いできればと思う。

外松委員

整合性とかも見ていくということ。

委員長

そのほうが整合性がとれるということで、では、今回も継続としたいと思う。陳情項目1、2については「継続」とする。

(5) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書。この陳情書について、各委員のご意見を伺いたいと思う。

教育長

この陳情について、練馬区が独立した自治体として区民の安全を図ることは、もちろんそれは義務であるが、この陳情に書いてある項目等について教育委員会だけで判断ができる内容を超えている部分が随分あるので、区の動き等を見る必要があるかと思う。また、国のほうの考え方も今、はっきりしたものが出ていないようなものがある。例えば郡山市の校庭の土壌の撤去などについても、それは必要がないと言ったり、よくわからない。いろいろある。であるから、まだこれといった、原発を賛成、反対とか、それとは別問題として、環境問題として放射能対策についてどのような形で練馬区として考えていくのかについて、まだ少し時間が必要かと思う。ということで、これも継続ということでふさわしいのではないかと思う。

天沼委員

同意見である。例えば今、最近いろいろ、また新たに海洋汚染、海底の砂からかなり高濃度のセシウムが検出されるなど、この陳情項目に入っていないのかもわからないが、そういうことも新たに出てくるなど、まだその様子が、全体像がこれから新たに出てくる部分もあるのではないかと思う。今までのところ、直ちに影響がないという政府のご判断などを基に仕事を続けた方が、その直ちにがまたそれが危険になるのはいつごろになるのかということもあるし、その値、それも当面問題がなかったとしても、それが積み重なることによって、何年後、危険水域に達するとか、そういう放射能というわから

ない問題があるので、陳情項目も、これもすべて覆っているわけでもないし、危惧にすぎない部分もあるのかもわからないので、そういう意味では、この陳情すべてについて改めて洗い直すことも、私たちは必要ではないかと思うが、いかがなものだろうか。

委員長

ほかにご意見あるか。

安藤委員

質問だが、そうすると、全体的な放射能が今後どうなっていくかということを見据えて、また新たに一つ一つ検討していくというふうになるのだろうか。

教育長

この今回の福島原発の問題は、日本のエネルギー政策の根幹にかかわる問題にもなっているわけである。それらに対して一定程度の判断を教育委員会がする立場ではないわけである、エネルギー対策に対して。であるから、エネルギー対策に対して教育委員会が、原発はだめなんだからとか、原発はいいんだとかいうことではないわけであるから、もう少し国のエネルギー政策等も念頭に入れながらやっていかないと、教育委員会としての立場があるから。この陳情の6項、「政府、東京都の指示を待つことなく、独立教育行政の姿勢を貫いて」というのはわかる。これは基本だ。基本だが、放射能対策を練馬区教育委員会がとった。とる必要があるのにとらないのは別である。今のところ、国はそうではない。よその自治体もないわけだから。それに対して率先して練馬区がこういうことをやった、ああいうことをやったということがどういう意味を対外的に出していくのかということに私は危惧をしている。根幹にかかわってくる。というように私は思うので、もう少し練馬区全体の放射能対策について、例えば放射能の測定器を各施設に持たせるように区としてするとか、そういうので、何も学校だけではないわけであるから、東京都なら東京都がそういうことを打ち出す。それは、大気は全体にかぶさってくるものであるから、判断をする必要がある。こういう意味である。

委員長

主に5、6を今、お話しいただいているかと思うが、3番にも当然関係してくるような内容になるということで、これは十分に継続しながら話を進めていく必要があるかなということであるが。

教育長

そうである。特に被曝量についても、ある顧問、参与の方がやめた。でも、国とは違う考え方である。どちらが正しいかについては、私たちもわからない。であるから、それらについては、今、国のほうでも、それぞれの立場の方が意見を言っているところであるから、それを待つほかはないと思う。であるから、これは項目、6項目というのは、この全体に、陳情要旨にかかわってくると思うので。

委員長

陳情項目の1とか2については、これは当然のことかなと私は受けとめている。

教育長

よろしいか。これは災害時と放射能対策に関する陳情書であるから、これは全体にかかわってくるから、1と2とか分けることはできない。

委員長

分けるわけではないが、この1と2に書いてあることについては当然かなと考えるが。

教育長

もちろんそうである。これは基本である。それは、基本の上に立った上で3、4、5、6を考えたときに、また全体の陳情要旨を考えたときに、今、教育委員会が原発、あるいは放射能に対する細かな知識もないのに、今の段階で出すことは妥当ではないのではないか。そういう意味である。

委員長

継続にするにしても、ここに書かれている事柄について確認したいこととか、ご意見等があれば、お話しいただきたい。

天沼委員

先ほどの海底のセシウムの話をしたが、それは食材にかかわることだったので、そういう飲料水であるとか、魚介類であるとか、そのほかのものに放射能汚染されているという危惧があるようなものがあるわけである。そういうものを子供たちが流通、世の中の経路で摂取してしまうということもあり得る。そういったときに、練馬区として何らかの判断基準というか、ないと、今度、受け入れるというか、風評被害だというようなことを言われて、うちはそういうことはないということでどんどん受け入れてしまって、結果としてある程度の放射線を受けてしまったということもあり得る。生命と健康を守る視点ということになると、細かいそういったところも考えて、とりわけ摂取するものについてはある程度早目に検討していただいたほうがいいのかと。高い時期であるから、今、思うのだが、いかがなものだろうか。

外松委員

関連して、ただいまの天沼委員の発言と私も同感なのであるが、陳情項目の1番に該当するのかなと思うが、特に食材等は多分いろいろな方たちが危惧されていることだと思う。もちろん、多分現段階では、市場に入ってくる段階でもう既に放射性物質に関しては検査をされて、その基準値をクリアしたものが市場に入っているはずであると思うが、その辺がもし心配であれば、区としては何かもう少し手立てを考えるのかどうかとか、そういうところも今後の検討課題になるのか。

そうすると、やたらと心配する必要もないことであるので、市場に出回って流通して

いるもの、または、練馬区で独自に生産して学校給食等で納入されてくるもの、そういうもの等がどの程度安全なのかというのがどこかで確認できるようなことであれば、区民の皆さんとかも安心するのではないかと思う。特に口から入るものに関しては、子供たちであるので、その辺はしっかりとあげなければいけないのかと考えている。

天沼委員

同感である。

委員長

給食の食材については区として対応しているようなことがあったら教えていただきたい。

施設給食課長

給食の食材についてということで、保護者の方からも相当、4月以降はお電話をいただいている。産地の確認についてということと、どういう形で安全な食品が確保されているのか。放射能の問題が起きる前から、学校給食についてはすべて産地とかそういうものは、安全なものをいつも確認しているような状態であった。これに関連してなのだが、放射能で言うと、今、食品については毎週1回、国や自治体によって検査されている。食品については毎週1回ということで、1週ごとに検査して、基準値を超えた場合については、今度は3回続けて基準値以下にならないと出荷制限が解除されないというような状況になっている。

あと、出荷制限という言葉の持つ意味なのだが、保護者の方も出荷制限のものを食べてはいけないのかというぐあいに考えていらっしゃる方もいらっしゃるが、国の海江田官房長官の話にもあるように、それを食べたからといって直ちに影響が出るものではないということで、それを長期間、数年にわたって食べ続けることが問題なのだということで、いわゆる出荷禁止とかいうものではなくて、そういうものではないということで、そういうことで好ましくないというときにはそういう指示をしているので、出荷制限がされたものについては、市場では今は回収するという取り組みが行われている。

流通自体についても、各都道府県レベル、国レベル含めて流れているもの、市場に出ているものについては暫定的な規制値を超えるものはない。暫定的な規制値を超えるものはないというような取り組みを今まさにしているところであるので、そういう取り組みの中で、私どももそういう情報を得ながら、そういう情報が出た場合には、学校給食の食材についても確認しながら使用しているという状況である。

委員長

よろしいか。

天沼委員

わかった。

委員長

ありがとうございます。ほかにご質問やご意見があったら、願います。

テレビのニュースなどでも、東京というと必ず新宿というので、どうしてかと私も思ったら、東京都の健康安全研究センターが新宿にあるということで、そこにあるモニタリングの結果が集められているので、いつも新宿ということがわかったが、それはほんとうに1時間ごとに空気中の放射能が出されているということで、非常にきちんとはかられているんだという思いをした。各施設にこのように測定器を持つということは果たして混乱を招かないのかというような、逆に少し感じたりしているが、今後の状況がどのように変化するかによっては、またそのようなことも必要ということももしかしてあるのかどうかも含めて、続けて審議していくという形になるかと思う。

ほかに、ご意見はよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については、「継続」ということでお願いしたいと思う。

#### (1) 教育長報告

「小中一貫・連携教育推進検討会」の設置について

東日本大震災に伴う被災児童生徒の受入状況および支援等について

東日本大震災に伴う区立小中学校への被害状況について

東日本大震災に伴う区立小中学校における給食の実施状況結果について

区立小中学校の耐震改修状況について

学校緑化整備の進捗状況について

第18回児童・生徒基礎調査結果について

その他

その他

委員長

次に、教育長報告である。よろしく願います。

教育長

本日は、「小中一貫・連携教育推進検討会」の設置、それから、東日本大震災に伴う被災児童生徒の受入状況等々について、各関係課長から報告させていただく。

委員長

それでは、報告の1番について願います。

新しい学校づくり担当課長

## 資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

外松委員

感想のようなことになると思うが、小林福太郎教授は、桜学園開校のときのシンポジストのお一人でもあられたので、大変にご経験も豊かで、区が小中一貫・連携教育の推進を進めていく上に当たってはほんとうに心強い方だと思う。そして、校長先生方が入られているが、豊玉第二中学校長先生のところでは、小学校から2校、そして、この中学校1校というようなところの校長先生でもいらっしゃるの、このメンバーの方々を拝見しても、この研究を推し進めていくのに非常にふさわしい方々だと思っている。活発にご意見をいろいろ言っていて、実りある検討推進委員会が行われればいいと期待している。また、途中経過等をご報告いただけたら幸いである。

委員長

ほかにご意見、ご質問はあるか。

安藤委員

何回か前の教育委員会で、小中連携教育の研究校というので20校くらい組み合わせがあったかと思うが、それとのかかわり合いというのは何かあるのだろうか。あったら、教えていただきたいと思う。

新しい学校づくり担当課長

研究グループのほうであるが、昨年度末に、まず1点、小中一貫教育資料ということで、領域分野についての練馬区において小中一貫教育資料という形で一定のものがまとまっている。ただ、教科については、そのつながりという面でお研究、一定のものが必要という考え方を持っているので、その教科について小中のつながり、指導方法等も含めて、つくる関係で一定の事例を研究の中でしていただきたいということで、研究グループ、10グループ22校ということでお願いをしている。今回のメンバーの中に研究グループの代表の校長先生に入っているの、教科での取り組み、小学校と中学校が離れている中での取り組み、研究を進める中での取り組みを進捗状況の中で課題等があるかと思っているので、それをこの検討会の中でも意見として出していただいて反映をさせていくというような形で進めていければと思っている。

以上である。

委員長

研究グループでの実践を反映していく検討部会であるということによろしいか。

ほかにご意見、ご質問あるか。

それでは、次の報告の2番についてお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

何かご質問、ご意見はあるか。

外松委員

ほんとうに今回の未曾有のこの震災であるから、被災地でない、我が練馬の子供たちも新聞、テレビとか、いろいろ情報を得て、そして、それぞれ子供たちなりに認識しているのではないかと思っている。今、お二人の課長からお話しいたいたが、ほんとうにきめ細かく対応していただいている、心強く、ありがたいなと思っている。先ほどの吉村課長のお話だと、4月の末までは元気であるということで、あと、どうなのだろうか。大人の親御さんたちが相談センターのほうに何か相談しているとか、そういうことは特にないだろうか。

総合教育センター所長

現在のところ、被災児童生徒及び保護者の方からの直接の相談というのは1件も入っていない。また、もともとの練馬区に在住している児童で、震災の日を境に体調の変化、具体的には吃音が出たという相談は1件、受けている。  
以上である。

委員長

よろしいか。

天沼委員

学習の到達度というか、現地で行っていた学習の到達度と練馬区に入ったところでの接続というか、段差、その辺のところかもしあったら。

教育指導課長

基本的には、新年度、ちょうど年度末という状況であるから、年度が変わった状況であるので、そこまでの進度に大きな違いがあって戸惑うということはほとんどない。年度が始まって新しい学年での授業をゼロからスタートさせているというところである。

天沼委員

わかった。その心配がなくて、よかった。

委員長

ほかにご質問あるか。いいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、次の報告4である。報告4について願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見あったら願います。

安藤委員

被害状況はいろいろあって、今後これがいつぐらいまでにどういった経緯で直すというところかもし決まっていたら。そういうことが一つと、それから、これ以外に、学校の中の細かな、例えば備品というのか、理科の実験道具であるとか、家庭科室の食器だったり、そういったことは問題なかったのか。もしわかったら。

施設給食課長

まず、最終がいつごろまでにとということで、ほとんどのものは既に改修している。終わっている。一部のものについては、いわゆる一部、大きな被害としては小学校の1校、外壁が落ちたのがあったものだから、そこを立入禁止にして、外側の外壁をもうこれ以上落ちないようにとということで、全部落とした。一部、中学校では、地盤が弱かったものであるから、校舎自体は問題ないが、校舎と校庭の面は、校庭のほうは少し、グラウンドレベルが少し下がるような形になっているので、それはどちらも、今年、夏場に耐震補強工事をする予定の学校だったので、そのときにあわせてもう1回やるということで、あと、それ以外のものについてはすべて簡易修繕で、業者のほうに発注している状態であるので、もう今年中には全部終わる。

あと、各学校の中の備品類、その数字については、大変申しわけない、把握していないが、各学校で対応していただいているものだと考えている。

安藤委員

ありがとう。

委員長

よろしいか。ほかにあるか。いいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、報告の4番について、願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問あるか。よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、報告5である。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問があったら願います。

外松委員

今までに、練馬区は今回の大震災の以前から、区立小中学校の耐震ということに関しては、児童生徒の身の安全を守ることと地域の避難拠点であるということから、校舎と体育館の改修に関しては、菌部教育長の指導のもと何年も以前から、耐震改修には毎年、予算をきちんとつけて力を入れて実行してきた。今、ご報告があったように、最後の2ページの下のところにあるが、もう23年度で耐震化率が改築予定校を除けば100%になるということで、ずっと何年もかけて努力してきたことがこういう形で実ってほんとうにうれしいし、心強いことだと思っている。感謝している。

天沼委員

この耐震改修の結果、0.7以上でBランクであるが、これは震度でどのくらいまでの地震だったら耐えられるということになるのだろうか。

施設給食課長

この資料の一番最後のページ、申しわけなかった、耐震診断結果の評価というものだが、0.7というとBランクで、耐震性に問題は少ないということで、一般の建物は、国

土交通省が定めているのは0.6で、0.7という、文科省が特に学校については先ほど出たように避難拠点にもなっていることから、それよりかさ上げしてというものである。であるから、震度で言うということであれなのだが、過去に想定されるような震度5とか6のものについては十分耐えるだろうということでは言われている。

天沼委員

その上はまだわからないということ。つまり、震度7、8ということになると未定という部分があるということにあるのだろうか。経験がない、そういうことになるのだろうか。

教育長

関東大震災は震度7だから、震度7で対応できる。

今回の東日本大震災でも、地震で学校が壊れたというのではないから。津波であるから。神戸のときにはかなり学校が直下型でやられたから、何校が使えなくなった。

天沼委員

わかった。今のご説明で、7以上。

教育長

ただ、人間のつくったものであるから、100%、震度の、マグニチュード10だとか9でも大丈夫かということになれば、これは未経験のことである。

天沼委員

地面のこともあるし、大地のことも、地殻の変動があるということで。

委員長

よろしいか。

天沼委員

わかった。

委員長

それでは、報告の6番についてお願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見あるか。

天沼委員

みどりが増える、特にみどりのカーテンをすると室内の温度が下がるということを聞いたことがあるが、計画停電もあって、これは少し見直してもいいのかなど。もうちょっと、2校ずつではなく、希望があれば、あるいは予算もあればということになると思うが、推進してもいい項目かなと思うが、いかがなものだろうか。

施設給食課長

みどりのカーテンは学校の全部の側面にというもなかなか難しいところであるので、ただ、希望する学校については、今いただいたご意見を踏まえて、可能な限り予算の範囲内で対応していきたいと思う。

天沼委員

わかった。よろしく願います。

委員長

お聞きしたいのだが、みどり30推進計画の1行目に、学校敷地面積の40%というのは学校敷地の全体の40%なのか、各学校の敷地の40%ととらえるのか、教えていただきたい。

施設給食課長

みどり30をつくったときには、これは平成13年度の航空写真を実は使って、真上から見たときのあれでやっている。大体真上から見たときに40%ということなのだが、ただ、実際に40%の緑化をするのはかなり難しい部分もあるので、私どもとしては壁面緑化も含めて、そういう縦の緑化も含めて40%に近づけていきたいと思っている。

教育長

各学校である。

委員長

学校全部の40%でない、各学校の40%。

施設給食課長

はい。各学校の40%。

委員長

わかった。かなりの面積だなと。ありがとう。  
ほかに。

教育長

みどりのカーテンは大体、板橋や何かが計測しても2度ぐらい違っている。みどりの

カーテンは効果がある。

委員長

それでは、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

報告の7番について願います。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を願います。

外松委員

ほんとうに膨大な調査、ご苦労さまである。今、報告があったとおりなのだが、特に（1）の家庭生活なのだが、もう大分何年も前から食事を家族と一緒にとらない家庭が多いのではないかということが危惧されていたが、90%以上、朝食を家族ととっている。子供が朝食をとっている。それから、夕食も大体家族とともに、90%。中3は受験があるので塾だと思うが、ということがほんとうに地域の方や学校、それから、PTAの方々、児童・生徒の関係するいろいろな関係各者の方々の長年の努力の結果がこういう数字であらわれたのかなと感じている。

また、2番とか、3番に関しては、中学1年生、また中学2年生の特徴、それから、親子の意識のずれとか、今後、児童・生徒をほんとうに教育・指導をしていく上で参考になるようなことがたくさんあるので、ぜひこれを活用していただいて、また生活指導、そして、また授業等に効果的になるように反映していけたらいいかなと思う。どうも大変にご苦労さまであった。ありがとう。

天沼委員

私は特に2番、3番についてだが、学校でも社会生活でもかなり規範意識が低下しているということが改めて確認されたと思う。人がやっていなければ何をやってもいい。見ていなければ何をしてもいいというようなところもあるのかなと思う。特にだれか何か悪いことをしても注意しない。その前提に、言ってもしょうがないとか、あるいは自分の意見を言わない。コミュニケーションをとらないような、お互いにそういうふうな間柄になってきているのかと思う。であるから、昔であれば、何かあれば文句を言って、注意したりしてというようなことで修正していくこともあったが、そういうことがなくなって、嫌ならば逃げる。逃げるということはないが、引きこもってしまう、不登校へ

行ってしまうというようなことで、自分が何か決まりを守って、ほかの人も守るように注意していくといった社会性というか、社会力というか、そういうものがかなり落ちてきていると思う。であるから、友人関係がどの程度ちゃんとしたものになっているのか。お互いに自分の意見を言い合ったり、誤ったことを注意し合ったりという関係がもうかなり後退してきているのではないかというのを2番、3番から感じた。

次は、ちゃんとした、そういったコミュニケーションが友達間にあるのかどうかということも含めた調査をしていただけるとありがたいと思った。

以上である。

委員長

いずれにしても、せっかくのアンケートのまとめであるので、各学校で、家庭で有効活用していただけると大変うれしいと思う。

そのほかに報告があればお願いします。

事務局

特になし。

委員長

以上で、第9回教育委員会定例会を終了する。